

<研究ノート>

広島県の中小会社における定款自治に 関する実証的分析（補遺）

——弁護士，司法書士，公認会計士，税理士を
対象とした調査結果から——

田 邊 真 敏

I は じ め に

本稿は、2010年度に広島県内の中小会社を対象に実施した定款自治の活用状況実態調査の結果を踏まえて、会社法に関わる専門家を対象に実施した意識調査結果から、主要な内容を取り上げて報告するものである。

筆者は、2010年度に広島修道大学50周年記念事業「地域つながるプロジェクト」に参画して、広島県内の中小会社を対象に会社法の定款自治の活用状況を調査し、その結果を本誌34巻1号で公表した（以下、「2010年度調査」¹⁾）。本稿はその補遺として位置づけられる。

2010年度調査の結果、会社法の目玉であった定款自治は、関心、認知度ともに低いままにとどまっており、株式、機関構成のいずれも多様な選択肢がありながら、その利用は進んでいないことが明らかになった。また、従前から存在した名目的取締役・監査役や株主総会の不開催といった会社法の規律が守られていない実態が確認された。

そこで2011年度は、このような実態を県内の会社法の専門家がどのようにとらえているのかについて意識調査を実施することとした。前年度と同様、筆者が担当した広島修道大学法学部法律学科会社法ゼミナールⅠ・Ⅱの履修学生がアンケートの作成・回収・分析等の作業に携わった²⁾。

II 調査の方法

1 調査手法と対象の選定

今回の調査では、広島県内で開業している弁護士、司法書士、公認会計士、税理士を対象に、書面によるアンケートを郵送し、同封した返信用封筒での郵送回収とした。

送付数は、弁護士150通、司法書士200通、公認会計士50通、税理士100通であり、いずれも無記名回答方式とした³⁾。

対象者は会社法に関わる業務を行う機会を比較的多く有すると想定される県内の主要市部から抽出した。弁護士は広島市・福山市・尾道市・呉市、司法書士は広島市・福山市・尾道市・呉市・東広島市・三原市・廿日市市、公認会計士は県内全域、税理士は広島市・福山市・尾道市・呉市・東広島市・三原市・廿日市市をそれぞれ対象地域とした。

送付先は、弁護士については広島弁護士会ホームページ、司法書士については広島司法書士会ホームページ、公認会計士および税理士についてはインターネットの「iタウンページ」でそれぞれ検索し、無作為抽出した。なお、公認会計士および税理士は事務所名で登録がなされている場合が多いことから、事務所単位で検索・抽出を行った。

2 調査対象期間・回収率

調査は、2011年9月から10月にかけて実施した。アンケート用紙を9月

《表1》 アンケート発送数・回収数

対 象	発送数	回収数	回収率
弁 護 士	150	26	17.3%
司 法 書 士	200	93	46.5%
公認会計士	50	26	52.0%
税 理 士	100	57	57.0%
合 計	500	202	40.4%

田邊：広島県の中小会社における定款自治に関する実証的分析（補遺）

下旬に発送し、回答期限を10月中旬とした。回答数・回収率は《表1》のとおりである。弁護士からの回答が極端に少なかったことが特徴的である。

Ⅲ 調査の概要

1 アンケートの趣旨

調査に用いたアンケートの質問は、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士のそれぞれについて作成した。質問では、前年度に行った県内中小会社を対象としたアンケート調査の結果を示しつつ、各専門家が現状をどのように認識し、また実務上どのような課題を感じているかを確認する内容とした。

アンケートの質問は、以下に示すとおり、それぞれの職業的特性に応じて異なる内容としたため、本稿では同種の質問の回答をまとめつつ報告する。

(i) 弁護士

弁護士は、会社の法律顧問等として会社法全般に携わる機会が多いであろうという想定のもと、種類株式、株式売渡請求制度、株主総会・取締役会不開催の問題点、取締役の任期延長導入、取締役会の廃止、名目的取締役の問題点、会計監査人・会計参与制度の認知度、特例有限会社の存続理由、定款自治活用のための施策を尋ねた。

(ii) 司法書士

商業登記業務として会社法に関わる司法書士には、登記事項となる項目を中心に尋ねた。質問項目としては、特例有限会社の存続理由、同族会社の問題点、種類株式、株式売渡請求制度、事業承継、名目的取締役の問題点、株主総会・取締役会不開催の問題点、取締役の任期延長導入、取締役会の廃止、会計監査人・会計参与の監督効果、定款自治の利用状況に対する意識を尋ねた。

(iii) 公認会計士

公認会計士は会計監査人として会社法に関わるほか、会計参与の就任資

格を有する。そこで、会計監査人と会計参与の設置状況やそれに対する認識を尋ねる質問を設けた。

(iv) 税理士

平成17年会社法制定により、会計参与として会社法に関わることとなった税理士に対しては、会計参与の設置状況とその実態に対する認識を詳細に問う内容とした。

2 先行調査

会社法施行後に、会社法に携わる専門家を対象に実施されたアンケート調査で一般に公表されているものは少ないと思われる。本調査開始時までに入手できたものとして、日本税理士連合会が会計参与制度の普及推進を図るための情報収集を目的として平成20年10月から11月に全国の税理士資格証明書取得者898人を対象に行った「会計参与に関するアンケート」（以下、「日税連アンケート」という。）がある⁴⁾。

IV 分析結果

1 種類株式

《表2》は、中小会社で種類株式が積極的に利用されていない理由を、司法書士に尋ねた結果である。会社経営にとっての種類株式のメリットが感じられていないことを挙げた者が約半数となった。「その他」回答の中には、

《表2》 種類株式が利用されない理由（司法書士）

選 択 肢	回答数	構成比
登記変更に費用がかかる	10	9.9%
経営上のメリットがない	48	47.5%
手続きがわからない	14	13.9%
その他	28	27.7%
無回答	1	1.0%
合 計	101	100.0%

* 複数回答あり。

《表3》 ニーズがあると思われる種類株式（司法書士）

選 択 肢	回答数	構成比
配当優先株式	23	11.9%
議決権制限株式	44	22.8%
譲渡制限株式	51	26.4%
取得請求権付株式	8	4.1%
取得条項付株式	10	5.2%
全部取得条項付種類株式	9	4.7%
拒否権付種類株式	14	7.3%
取締役・監査役選任権付種類株式	10	5.2%
いわゆる属人的種類株式	17	8.8%
その他	2	1.0%
無回答	5	2.6%
合 計	193	100.0%

* 複数回答あり。

「司法書士自身、種類株式を熟知している人が少ない」、「種類株式の特性を生かせる提案を司法書士が十分にできていない」、「種類株式が一般に浸透していない（いわゆる、なじみがない）こと。効果についてサンプルが少なく司法書士として積極的に勧められない」として、司法書士側の努力不足や情報不足を指摘するものがあつた。

次に、中小会社にとって利用ニーズがあると思われる種類株式を複数回答可として尋ねた結果を《表3》に示す。譲渡制限株式が最も多いのは当然として、その他では議決権制限株式、配当優先株式が比較的多い値となっている。中小会社では株主が少数特定のであるがゆえに、支配力や利益配分において持株比率に比例させないことが望まれるケースが多いことを反映している。いわゆる属人的種類株式（会社法109条2項）は、本来非公開中小会社を主たる対象にしているが、予想外に回答は少なかった。

2 取締役・取締役会

(1) 名目的取締役

《表4》 名目的取締役の残存理由（司法書士）

選 択 肢	回答数	構成比
退任要請を申し出にくい	18	16.2%
登記変更に費用がかかる	27	24.3%
経営者への周知不十分	27	24.3%
世間一般の信用を得るため	24	21.6%
その他	12	10.8%
無回答	3	2.7%
合 計	111	100.0%

* 複数回答あり。

2010年度調査で、名目的取締役を抱えている会社が34.2%存在したことを示して⁵⁾、名目的取締役の解消が進まない背景を尋ねた結果を《表4》に示す。質問では事前に予想した回答を4つの選択肢として示したところ、いずれも20%前後の結果を示した。世間一般の信用が得られるという積極的存在意義が一定数の支持を得ている。3名の数合わせで名目的取締役を置かざるを得なかったという抗弁ができない現行法下では、世間一般の信用を得るために名目的取締役を置いているというのであれば、名目的取締役の法的責任の有無の判断にも影響するであろう⁶⁾。また、「名目的取締役の責任が追及される事例が今後増えるか」という質問に対しては、59.1%の司法書士が「増えると思う」と回答していた。

(2) 取締役会の不開催

取締役会を設置していながら、中小会社の多くでは3ヵ月に1回の法定頻度で開催されていない現実を司法書士がどう感じているかを尋ねた結果を示したのが《表5》である。守れない状態を解消するために定款自治を利用して取締役会を廃止すべきとする回答が約4割と最も多くなったのは予想どおりであるが、問題視していない司法書士も3割程度存在すること

《表5》 取締役会が法定頻度で開催されない会社への対応
（司法書士）

選 択 肢	回答数	構成比
取締役会を廃止すべき	38	40.9%
法定頻度で取締役会を開催すべき	21	22.6%
このままでも問題はない	27	29.0%
無回答	7	7.5%
合 計	93	100.0%

が分かった。機関としての取締役会を廃止しても、中小会社のガバナンス状態が変化するわけではないと理解されているのであろう。

3 会計監査人

(1) 会計監査人が普及しない理由

《表6》 会計監査人の設置が少ない理由（公認会計士）

回 答 内 容	回答数	構成比
顧問より会計監査人の責任が重い	3	11.5%
人件費の負担が重い	11	42.3%
監査役で足りる	5	19.2%
会計監査人の重要性が低い	7	26.9%
その他	5	19.2%
無回答	2	7.7%

* 複数回答あり。構成比は回答者総数に対する比率。

会計監査人の設置が任意となっている非公開中小会社で導入が進まない理由を公認会計士に尋ねた（《表6》）。コスト面がネックとなっていることを指摘する回答が最も多く、次いで、監査役で足りる、会計監査人の重要度が低いという必要性に関する理由が挙げられた。そのほか、少数ではあるが、会計監査人の責任の重さという公認会計士側の事情を答えたものもあった。

(2) 会計監査人普及の必要性

《表7》 会計監査人をより普及させるべきか（公認会計士）

選 択 肢	回答数	構成比
そう思う	11	42.3%
現状で十分である	4	15.4%
会計監査人を必須とすべき	0	0.0%
中小企業に会計監査人は不要	8	30.8%
わからない	1	3.8%
無回答	2	7.7%
合 計	26	100.0%

中小会社に普及しているとはいえない会計監査人を、今後より普及させるべきかを公認会計士に尋ねた（《表7》）。会計監査人が公認会計士の職域である以上、肯定的な答えが多いのは当然であるが、一方で、現状でよいとするものと中小企業には会計監査人は不要とするものの合計が、肯定的な回答とほぼ同数となり、意見がはっきり分かれる結果となった。

肯定的な回答をした者に、具体的な普及方法を記述式で回答してもらった結果をまとめると以下ようになる。大別すると、①厳格なルール化あるいはルールの法的拘束力を求める意見、②会計監査人設置会社という母集団を大きくする対策を求める意見、③意識の変化を待つとする意見、の3つに分かれる。

①厳格なルール化あるいはルールの法的拘束力を求める意見

- 「監査を受けなかった場合の罰則を設ける。最近、岡山市に本社のある会社が倒産しました。同社は会計監査人の監査を受ける会社でしたが、受けていませんでした。」
- 「大会社の範囲が広がること。大会社でありながら、会計監査を受けない会社及び経営者への罰則強化。」
- 「一定規模以上。例えば、負債額200億円以上は監査を受けなければならないのに、その適用を外れている場合がある。かなりの数と

田邊：広島県の中小会社における定款自治に関する実証的分析（補遺）

聞くが強制適用の方法を強化すべきである。」

○「法律で義務づけるしかないと思う。」

②会計監査人設置会社という母集団を大きくする対策を求める意見

○「中小企業はほとんどが非公開会社であり、将来大きくなろうとする中小企業は上場を目指すだろうから、公認会計士の監査を受けるようになると思うと、そうでない会社にとって、会計監査人は主に債権者の保護と考えられる。どのくらいの負債の額の会社を対象とするかだが、現状の会社法の大会社の範囲は大きすぎる。資本金の額を1億円超または負債の額を10億円超程度にすべき。」

○「ある程度の規模以上の中小企業については会計監査人を必須にすべきだと思う。」

③意識の変化を待つとする意見

○「銀行等の融資が有利にできるようインセンティブを導入することも必要と思う。」

○「機の熟するのを待つ。」

記述回答結果では、①の厳格なルール化あるいはルールの法的拘束力を求める意見が多かった。

次に、会計監査人の普及について否定的な回答をした者にその理由を尋ねた結果を以下に列挙する。

○「中小企業は税法基準での処理で十分だと考えるため。」

○「企業の経済的負担が大きいこと。負担以上のメリットが感じられないこと。内部統制が整備され、有効に運用されている（あるいは、将来的に整備の運用が期待される）中小企業は、極少数に留まると思われる。」

○「中小企業が監査に耐えうるだけの内部統制があると思えない。会社法上の大会社でも（上場を除く）内部統制を整備している会社は少ない。」

○「不特定多数の利害関係者を有する企業のアカウントビリティには、

監査というフィルターが必要と思うが、中小企業においては？である。会社が小さいうちは経営者自らにアカウントビリティが必要であるということをやというほど体験しなければと思う。公認会計士と向き合うのはその後。」

- 「『監査』は大企業でないと導入できないと思いますが、まず、資本金基準、負債基準の引き下げによる会社法上の『大会社』の定義見直しが先決かと思います。(5億…200億を1億…50億くらいにすべきではないかと思います。)中小企業に対しては、民間の信用調査会社(帝国データバンクや東京商工リサーチ etc.)があり、これらを公認会計士や金融機関が決算のチェックをする仕組みができてくるとよいのではないかと考えます。(『監査』ではなく、『レビュー』というかたちで。)」
- 「そもそも、経営者の頭の中に会社法自体を遵守しなければならないとする意識が無い。ましてや、強制でない会計監査人を設置することは考えられない。今回の会社法改正は現場の実情を知らない人たちの自己満足であり、商法をそのまま存置し、大規模会社(最大1万社程度)に対する『特別商法(または特別会社法)』を制度化すれば、済んだものと考えられる。」
- 「対応能力に問題があると思う。」
- 「特に、小規模企業は監査の前提となる諸事項(内部統制、会計制度等)が整備されておらず、また、費用対効果の面でも導入になじまないと思われるから。」

4 会計参与

(1) 会計参与の就任実績

《表8》は、会計参与となる資格を有する公認会計士と税理士に対して(会社法333条1項)、会計参与に就任したことがあるかを尋ねた質問に対する回答である。就任したことがある者はわずか3名(3.6%)にとどまり、

《表 8》 会計参与の就任実績

選択肢	公認会計士		税 理 士		合 計	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
あ る	0	0.0%	3	5.3%	3	3.6%
な い	24	92.3%	53	93.0%	77	92.8%
無 回 答	2	7.7%	1	1.7%	3	3.6%
合 計	26	100.0%	57	100.0%	83	100.0%

公認会計士で会計参与になったことがあるという回答はなかった。2010年度調査においても、会計参与をすでに導入している会社は回答した149社中3社（2.0%）であった。また、33.6%は会計参与制度そのものを知らなかったと回答した⁷⁾。

一方、日税連アンケートでは、回答者474名のうち83.4%が会計参与に就任していると回答しており、大きな差異が生じている。その理由は必ずしも特定できないが、日税連アンケートが会計参与に特化したアンケートであることから、既に会計参与に就任して関心の高い者が積極的に回答を寄せたととれる。しかしながら、日税連アンケートの無回答者がすべて会計参与に就任していないとみなしても、なお44.0%が会計参与に就任していることになり、大きな差異があることには変わりはない。

(2) 会計参与の設置状況

会計参与の導入が低調である理由を、有資格者である公認会計士と税理士がどうとらえているかを質問した。その結果が《表 9》である。

会社が会計参与を必要としていないという回答が公認会計士（13名（50.0%））、税理士（17名（29.8%））のいずれにおいても最も多かった。税理士に対しては、「顧問税理士と差がない」という選択肢を設けたところ、その回答もほぼ同数であった（16名（28.0%））。この回答も必要性がないという趣旨と理解できる。

次いで、費用の点を指摘する回答が多く、公認会計士では8名（30.8%）、税理士では10名（17.5%）となった。一方、会計参与制度そのものの認知

《表9》 会計参与導入が低調な理由

選 択 肢	公認会計士		税 理 士	
	回答数	構成比	回答数	構成比
会計参与制度を知らない	1	3.8%	12	21.0%
導入コストが高い	8	30.8%	10	17.5%
会計参与制度を必要としていない	13	50.0%	17	29.8%
公認会計士、税理士の消極性	3	11.5%	2	3.5%
内部情報を知られたくない	—	—	0	0.0%
顧問税理士と差がない	—	—	16	28.0%
その他	5	19.2%	3	5.3%
無回答	2	7.7%	1	1.8%

* 複数回答あり。「—」は選択肢設定なし。構成比は回答者総数に対する比率。

度については、公認会計士（1名（3.8%））と税理士（12名（21.0%））とで差が生じた。公認会計士、税理士それぞれと接する機会のある会社の規模の相対的な差異が関係しているのかもしれない。

会計参与は会社の役員であるため、顧問税理士の場合と異なり、経営者が税理士に示す情報がコントロールしにくくなることが想定される。そのため、それを懸念して会計参与を導入しない会社があるのではないかと想定して、「内部情報を知られたくない」という選択肢を設けたが、回答はゼロであった。中小規模の会社であれば、顧問税理士でも会計参与でも会社情報へのアクセスの程度に大きな差異はないということであろうか。

(3) 会計参与設置の効果

導入の進まない会計参与であるが、実務の専門家は、導入することにより内部統制に役立つと捉えているかどうかを尋ねた結果が《表10》である。この質問は、公認会計士、税理士のほか司法書士に対して行った。肯定的な回答が3～4割、否定的な回答が5～6割で、公認会計士、税理士、司法書士でほぼ同様の傾向を示している。記述回答では、「顧問税理士で足りている」という現状肯定的なものがある一方、「名目上のものになってしまう」として監督効果に否定的なものがあった。

《表10》 会計参与は内部統制に役立つか

選 択 肢	公認会計士		税 理 士		司 法 書 士	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
そう思う	7	26.9%	10	17.5%	5	5.4%
ややそう思う	—	—	15	26.3%	31	33.3%
あまりそう思わない	—	—	22	38.6%	45	48.4%
そう思わない	17	65.4%	6	10.5%	7	7.5%
わからない・無回答	2	7.7%	4	7.0%	5	5.4%
合 計	26	100.0%	57	100.0%	93	100.0%

* 「—」は選択肢設定なし。司法書士は、会計監査人・会計参与併せてについて質問。

(4) 会計参与の普及可能性

《表11》 会計参与は会計監査人より普及するか

選 択 肢	公認会計士	
	回答数	構成比
そう思う	0	0.0%
ややそう思う	21	80.8%
普及させるために会計参与を必須とすべき	1	3.8%
わからない	2	7.7%
無回答	2	7.7%
合 計	26	100.0%

非公開中小会社においては、会計監査人と会計参与のいずれもが任意設置である。2010年度調査ではすでに導入している会社はいずれも2%であったが、今後どちらが普及する可能性があるかについて、両方の資格を有している公認会計士に尋ねた結果が《表11》である。8割が会計参与の方が普及する可能性がややあるとしている。中小会社にとっては、会計監査人は会計参与以上に重たい機関であり、また会計監査人は監査役とセットでの設置が義務づけられている（会社法327条3項）ことも影響すると考えられているのであろう。

この質問に関連し、公認会計士からは会計参与制度そのものに対して以下のような意見が寄せられた。

- 「会計参与は政治的妥協の産物。実務家が利用するわけがない。」
- 「会計参与制度は税理士と公認会計士との間の職域闘争から生まれた。税理士側の要求をのむ形で取り入れられた妥協の産物であり、諸外国にも例を見ない。このような形骸化する制度は廃止すべきである。」
- 「会計参与は税理士会が職域拡大のために推進したもので、無意味なものと考えています。この前に公認会計士と税理士の業際問題や資格の統合を含めた抜本的な見直しが必要と思います。」
- 「現状では報酬を請求することが難しい。」
- 「リスクが高い。」

(5) 会計参与制度に対する賛否

会計参与制度そのものの賛否を税理士に尋ねた結果を《表12》に示す。賛成派がおおむね3分の1、反対派がおおむね3分の2という結果となった。税理士自身が会計参与制度を肯定的に捉えていないことが分かる。

会計参与を普及させるための施策を税理士に記述回答方式で質問した結果を《表13》に示す。さらなる広報活動と会計参与設置会社に移行するインセンティブを与えることが最も多い回答となった。インセンティブの内容としては、約定金利や保証料の引き下げ、経営審査でのプラスポイント

《表12》 会計参与制度に賛成か

選 択 肢	税 理 士	
	回答数	構成比
そう思う	13	22.8%
ややそう思う	7	12.3%
あまりそう思わない	36	63.2%
そう思わない	0	0.0%
無回答	1	1.7%
合 計	57	100.0%

田邊：広島県の中小会社における定款自治に関する実証的分析（補遺）

《表13》 会計参与を普及させるための施策（税理士）

主な回答内容	回答数	構成比
会計参与設置会社への特典	7	17.9%
広報等の啓発活動	7	17.9%
会計参与の法的責任の軽減	5	12.8%
会計参与の義務付け	4	10.3%

* 複数回答あり。構成比は質問対象者数（39名）に対する比率。

が挙げられている。金利については、会計参与設置会社に金利を優遇した金融商品が既に一部の金融機関から提供されているが、広島県内ではまだ普及していない。経営審査での措置については、実行している金融機関があるかもしれないが、それを中小会社の経営者に周知することが必要となるろう。

5 定款自治全般

中小企業において定款自治の認識が低いことについて、司法書士では約6割が問題でないと考えている（《表14》）。専門家においても、会社法の規律と中小会社の実態の不一致を懸念するのは少数派ということになる。

しかしながら、問題であるとする回答の中には、「自分の会社の実態に合わせた機関構成の選択の機会を失ってしまう」、「会社法が想定する株式会社の制度上のメリットを生かしきれない可能性が問題である」、「事業承継

《表14》 中小企業における定款自治の認識の低さに対する評価（司法書士）

選 択 肢	回答数	構成比
問題である	9	9.7%
やや問題である	26	28.0%
あまり問題でない	49	52.7%
問題ではない	6	6.4%
無回答	3	3.2%
合 計	93	100.0%

《表15》 中小企業が利用した方がよい会社法の制度（弁護士）

選 択 肢	回答数	構成比
種類株式を使う	7	20.6%
取締役の任期を延長する	6	17.6%
取締役会をなくす	5	14.7%
取締役の定員を削減して名目的取締役を廃する	5	14.7%
会計監査人を置く	1	2.9%
会計参与を置く	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	10	29.4%
合 計	34	100.0%

* 複数回答あり。

の際、社内の採めごとが起きた際に、株式や機関構成の理解がないと大変なことになる。もしくは、それを予防するために理解しておくことが必要」、「スムーズな承継を行うことができなくなりがちである」、「名目的取締役を排除できる可能性がでる」といったものがあり、定款自治を予防法務的観点から活用すべきとする指摘も少なくない。

一方、弁護士に対して、中小企業が利用した方がよいと思う会社法の制度を尋ねた結果が《表15》である。会計監査人と会計参与については支持がなかったが、種類株式と会社機関の簡素化については活用を期待する声と同程度あった。

V まとめにかえて

種類株式について、経営上のメリットが感じられないことが普及を妨げているという認識が示された一方、専門家側にも経験や情報が不足していることが影響していることが分かった。

会社機関の運営にかかる規律の不遵守のうち、名目的取締役の残存や株主総会の不開催といったものについては、一定割合でこれを容認する傾向が見られる。

田邊：広島県の中小会社における定款自治に関する実証的分析（補遺）

会社法により大幅に拡大した機関構成選択の自由度に関し、会計監査人については、サンクションの強化あるいは設置強制対象会社の拡大により、会計監査の拡充を求める意見が公認会計士から多く寄せられた。これに対し、会計参与については、その必要性および有効性のいずれについても否定的な見解が多かった。

定款自治の認識が低調であること自体について、現状ではあまり問題視していない様子であるが、個々の見解では定款自治を予防法務的観点から活用すべきとする指摘も少なくない。

実務家の傾向として、個別具体的な問題が発生すれば一気に意識が高まることが推測される。高度成長期に創業した中小企業では今後事業承継が増加してゆくであろうから、定款自治の浸透度は、この先の弁護士等の意識変化として表れてくるものと思われる。

[注]

- 1) 拙稿「広島県の中小会社における定款自治に関する実証的分析——地域団体と連携した演習授業の成果として——」修道法学34巻1号538頁以下（2011）。
- 2) ゼミナールのメンバーは、石崎卓也、市本笑子、今宮 彩、大雲剣史、小倉翔平、重西早希、加嶋真行、寶専裕太、金清 舞、川下弘晶、久保夢子、坂本由奈、新谷京一郎、多田羅由朗、種子美沙紀、濱本早織、前久智美、松浦怜子、村戸元暉、安井久美子、吉村愛子の21名である。
- 3) アンケートを無記名回答方式としたため、回答いただいた弁護士、司法書士、公認会計士、税理士の各位に個別にお礼を申し上げることがかなわなかった。本稿を借りて、ご協力いただいた各位に厚くお礼申し上げます。
- 4) 回収率は52.7%であった。調査結果は、日本税理士連合会のホームページに掲載されている (http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/pdf/kaikeisanyo_questionnaire090415.pdf)。
- 5) 拙稿・前掲注1) 499頁。
- 6) 大隅健一郎・今井 宏・小林 量『新会社法概説 [第2版]』（有斐閣、2011年）250-251頁参照。
- 7) 拙稿・前掲注1) 489頁。

〔訂正〕

「広島県の中小会社における定款自治に関する実証的分析——地域団体と連携した演習授業の成果として——」修道法学34巻1号515頁-514頁の本文および〈表11/12〉を以下のとおり訂正する。

本文515頁下から2行目 (誤) 合計11社 → (正) 合計7社

〈表11/12〉 発行済みまたは発行予定のある種類株式/関心のある種類株式 (複数回答)

	発行済み	発行予定	小計	関心あり	合計
配当優先(劣後)株式	1	2	3		3
(一部の株式のみ)譲渡制限株式		2	2	3	5
議決権制限株式		2	2	3	5
取得請求権付株式	2	2	4	3	7
取得条項付株式		1	1	6	7
拒否権付株式	1		1	2	3
役員選解任権付株式	1		1		1
属人的株式	1		1	1	2
合 計	6	9	15	18	33

* 発行済会社のうち1社無回答